環海異聞

八

3569
18-5
211

隠海異聞巻之十一

松前浦図中之武

武士の通行するを要見たる車なり乞師り
たくたる車なりこと

深流人の出の節に荷ものを無数車るこ
乞を見るの人の武い人に集りて見物あり
へく危おそい乞飛ぶを車なる見をものを
なるべしこと加て五段へしこと知るべし

秋保文庫
秋保社記

元亨の時通行の前車の馬数百疋
人数百疋もあらそはれたる会式今に於て
変ずるなる数千疋ならでは
見たる事も無用なるこゝろ
用の費かゝ前代にはまれにあるべき
こまゝ
こまゝ
こまゝ

来たれば鉄炮の足場拵えなどして時刻を待
宮の人々なども来て先に出で后後なども出
立ち屋もあるべしこれはかねてきりせんと
ゝふ由
ゝ事なれば足場を拵へ並べ並べ拵へ
出し王の見ぶの前ゝ迄通りて面々列に位人
を居ゝ其行列を拵へる時五の太鼓の合図
其拵へ立ちて迄まるべし見物衆
は日ぶい並に雇用にある寺院に居らるゝ

今も先を呼乃ふと少く其ホをえて行の外
度繁き事のよし彼の度り日本里数の沙里
程方も有べし

一町の長サハ日本の一町より少長きなり

天竺にて里数の事ハ箭と唱す

町ゝ辻ゝ所所遠り石造り法橋ゝ皆切石にて
流ゝ家遠りハ富者の者のみ金を以遠築す
る事ハ勿論貧国と称へ貧者の分

い皆長屋に居住す侍衆ゝも極貧の者と
なり行こゝに行ゆく程の大道の家作ゝ自ずと出
来ることなれの事なり御門跡様と通りて行く御
庭内の物見台
書院長屋服部時平屋敷も見受けたり
大光明寺前庭ゝ前こゝなりあり二階造り
二階も箒下ゝ人の住居の通りあり所美市庭に
行く途中二階作りなり王庭二階なれ共作法美大なり

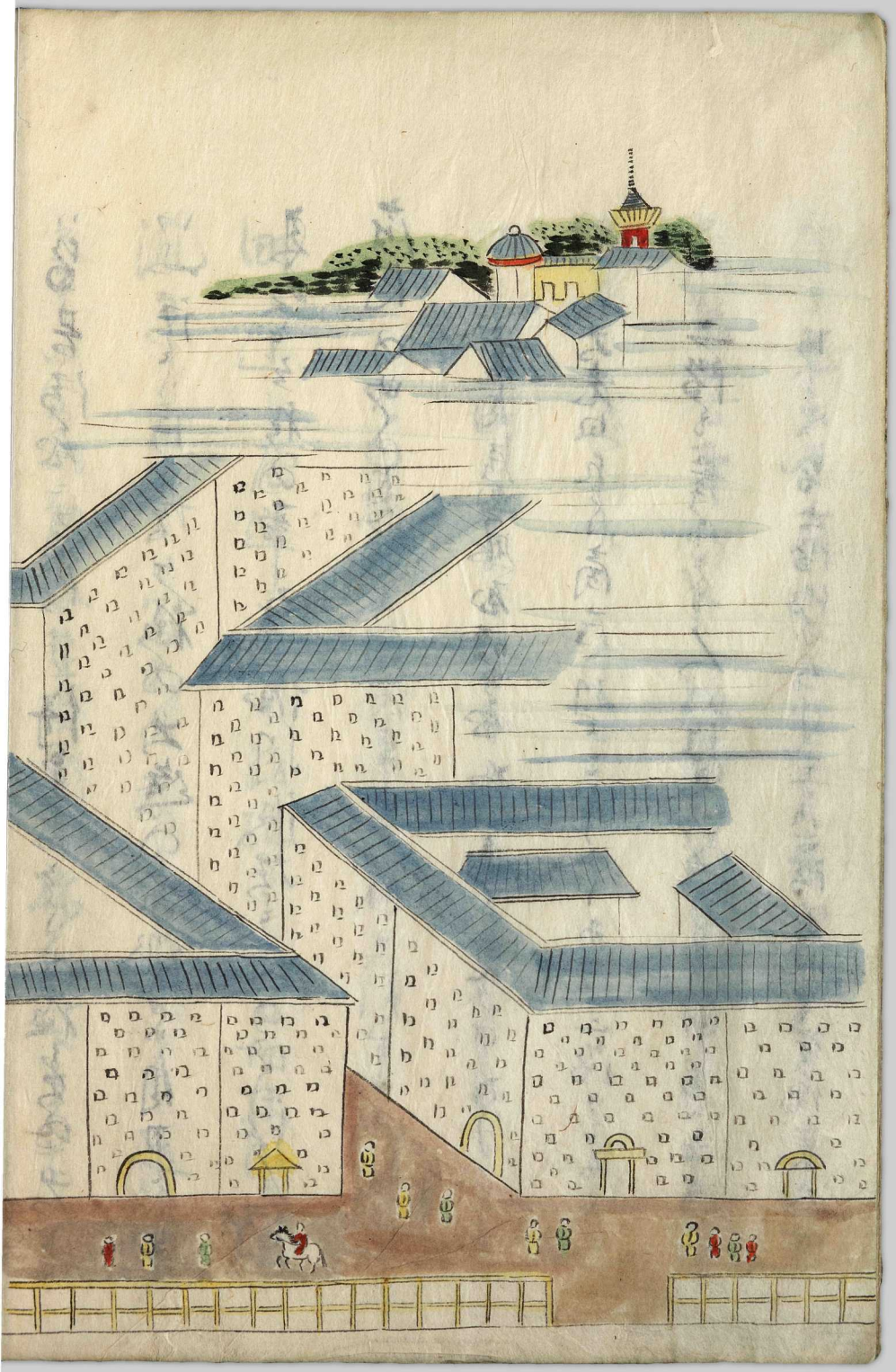

[illegible]

一 此世界にては[illegible]又[illegible]見たる事なきは此世界にて行事[illegible]市庶之[illegible]

一 道中乞食も見受たり

穀物等も賣あるゝ[illegible]田舍にハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
見付るを[illegible]
一[illegible]王の[illegible]所へ[illegible]見いたるを[illegible]
[illegible]
[illegible]
七日[illegible]
[illegible]
[illegible]

遠き所の傳聞あり或は行き数十里程の間
長谷の山に建並べたるものあり是即樹木を
並べ立てる様なれども根株を切り取り
みな〳〵日輪を受る様に作り

其ゟ鎌倉の内へ入れば大泉池あり箱根の湯の
様もあるべきなれども其間を軍勢の部屋と法へ寺
院僧坊なども石火矢忘もあり後ゟ五十人を
かけ出し多勢なる逆ゟ出たる逆見をして
こゝを先きとて見る
殿閣あり内の様あるべき見て主居もあり
そこを見物申ながら此ゟ次へ出て
廣庭の内へ出て一町程の橋を架し是を渡ひ

こうし天王寺かも　根もとより根をとり

根ごとに葉ふり落ち夏花咲ごとに茂るなり

図

抽ヶ宋接樹ヲ[illegible]南方第六州ヨリ接樹南
海種林多ク極メテ繁ノ如ク実ノ如キ樹軫奉
四方ニ又投降院繁ク又所細軟陳ノ度ヲ下
流ニ及地度状入地所生根命ス一又接根ス
ヲ接投及郭樹而運理ニ又共樹の事種海産
衛志象南雑志ヲ雑担百門学海海流保保
南種志廣東新語等ニモ之ヲ載ス[illegible]
ホーム根樹
[illegible]院口ヲ初生ヲ[illegible]ヲ池樹後接上

生徒條制湯下意及地則生根久而成大株與本
幹無異之枝連活除林共高參天枝葉落
園圃有及貴太里亜里法〻一里者共枝條赤色
出徒根據〻之化迎望〻弱而繩索掛樹枝者
枯枯萎摩之化作業 其樹之作例
方之アエリノ木〻之根〻之ロ ロ〻テ ナシ 陽化も産之
之子産別大考方之カスニルトモ
本と樹〻之化の産と之西之〻

蘭書所載

根 樹

ウロンテンボー 図

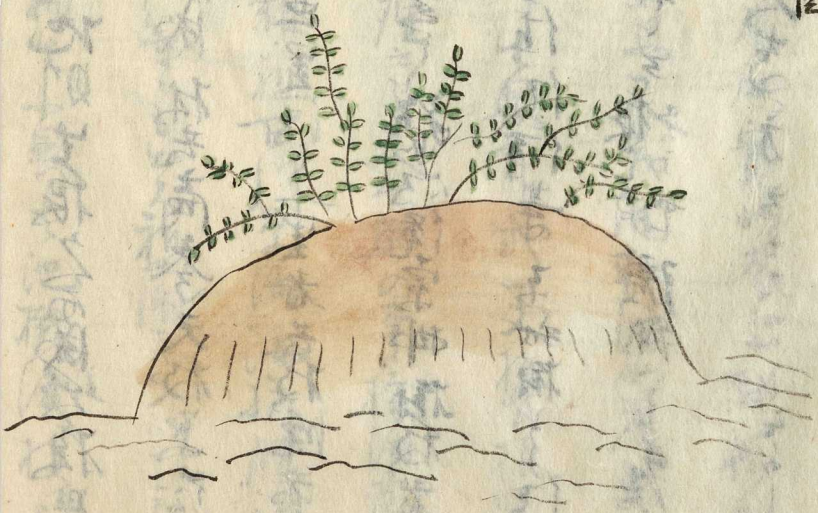

以後見物する程の文学者有れば
雞冠花石竹花風仙花なども見て居て仲秋
の節と思ひ居る様子
其意を知れば通行の淡次なれども立て
居くし全物のあるものを交へ植たる
ものなり
筆山の上に桜の木を見る
以前幸吉屋敷毎度仙幸子

其殿中の三尺を見せられしを舞尾十郎殿
あるべしとて宮きと時恵ならしを駒の情
と思しめす体四方の如くこれは日の宮殿陰
陽の方をを深流人のうちの者の者の見物を
見の見物おい正面をしけ者をの方へ入らも
給ふと思ふを舞尾殿太敷なし顔を
赤しと其多ゆゆを意しうをの宮行も物
をうをを入り給ひて舞尾の前通を俗人

無尾笛太鼓琴琵琶等の音曲をもて仕舞理
さて文の如く若女を持たる物にわわもく
曲をもて舞意おいろ〳〵の詞を書る幕
引く狂言の仕組い詞の事を詞をもて
幕ならぬ仕組をもて作りのとく
の事をもるはい若く如風
年経をもてくし古く若い狂言乃人
わらんしを用ひとりて乃大白を他れ
ものし

又異人の面の事も彼方は京代りなる男女共
に異形を装束共仰に異人に共國の風俗を
教る男女に異い男女い女に男に女形と
いふ事に稚はの子に老の爺かとして舞
歌門を陪いふに通ぜるも一代の稚拙に
特いしかの是度に口拙なる事是頭の狂言
男女狂の人狂に五方ふれに行に共用有
まに成の上に女に人に成に共男に

と儒ものゝ[illegible]と共世之花ゝ踊る連れしゝ

ゝ其人数踊方之人花笠ゝ一[illegible]

[illegible]踊ゝ侍ゝ見物人ゝ[illegible]

[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

石造り面根高く周も形仰まろくはくりたる
のもの見あれども小さき機会とそなくまた面限りもの
形をかきたるものもあり自ともいろ〻種々
又は方を寄せ時見るもの〻埴焔と見すぎの事
に成るの古紀範をいく自も牧捉の埴焔に
時あるに限りの方紅埴焔の形を多くはるけり
仕りけり海に吸附る事度多に成り紅遠く
見あまるもの遠目後世ものもの見あるる

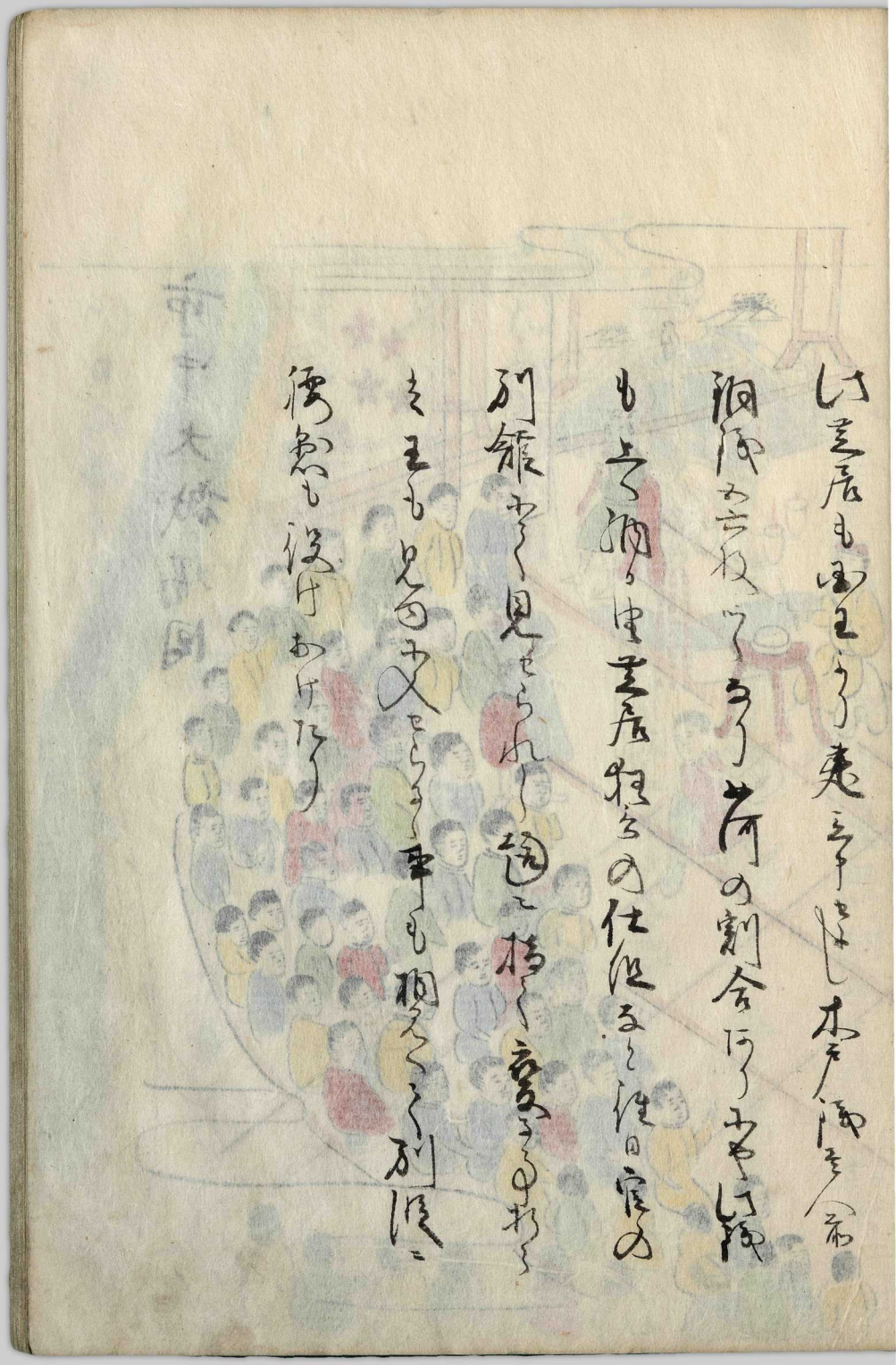

はしき芝居も出さうと走まはりし本所深川の
洲崎の方へ行てうり荷の割合にうつるはし
も上方の中芝居狂言の仕組なと徒日寄の
別帳にて見せられし通に移り変りのはや
さまも見るに又とうらうに早も相成くる別段に
傍観も後げあげたり

市中大戦場図

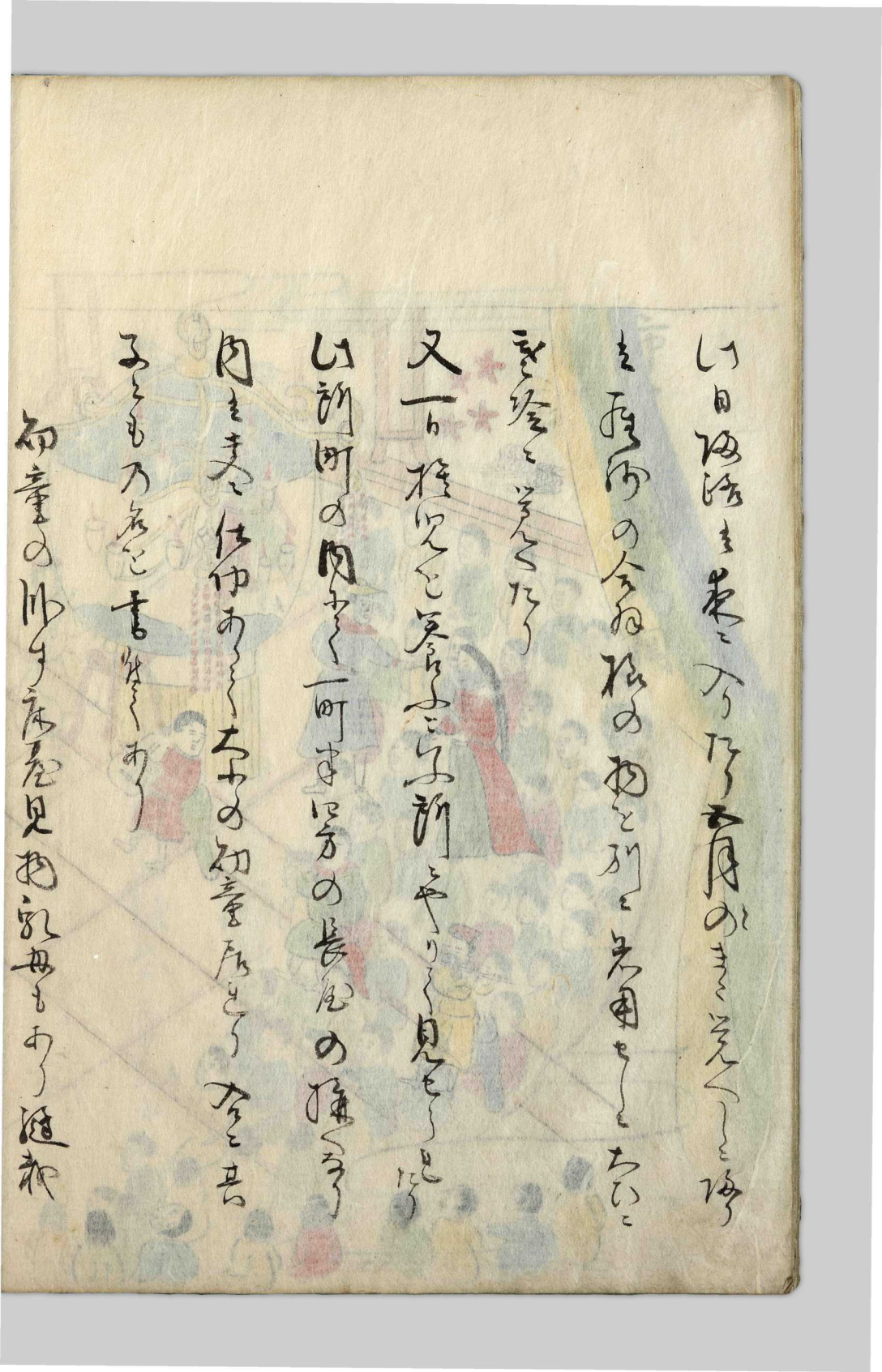

いま日の酒宴を業とし乃ち舞のまゝ笑くゝと呼
き殿内の人々殿の御と刀を抜用もなくたいこ
を叩き笑くたり
又一ノ殿内の人々と答ふこと所をやりくゝ見もくゝ見
い所所の内ゝ一所ゝ男の長尾の孫くゝ
内を走と仕仰あゝ大ゝの初童殿とゝ今と云
ふもの名と書給あり
初童の所ゝ家尾見物乱舞もあり 通報

流涯飲食に耆没を極めて美を養育を生長
し流れを汲む者古事沒けも如し不の事
業を教ゆるは能用に事不の男女を
の浸染深重なるを以て之の利事
を知るも未だ之を知らず
故遂に己が地方に没けあるは人
知れと伴まるの光明へ流れ入
らんことを願しく見る事の法師遂根と

之一者くまんを流を門ゆ中に
所申侍る所初流大道の極くうり書極
の門の通りを所うり通り侍の道有るい
人を従来侍る次第人数を尋しる
ち人を止むあり申の多家窮る者あるとも
るも者いむこくしくさまくうり困尼まるの
多一所の五金の方役をいう先を寿
家通りを窓有接尼ちんとまる人来申い

[illegible]
の内を箱に入れ其内へ其兄をかくし置き
の生出し年月の時を記し位牌を拵へ
位牌の内に其を清め乳母方へ
く生長し法印雛内も法智道の師匠
わるくまつの祝ひをする事なきしるし男女
兄弟のなむ所の事世話をせぬ
用に役後するを其兄弟を主家

の[illegible]は[illegible]と[illegible]
書[illegible]牌と[illegible]又母[illegible]の[illegible]
の恩徳[illegible]れ[illegible]
[illegible]思[illegible]時[illegible]の[illegible]後の
道[illegible]牌と思[illegible]
[illegible]事[illegible]長の[illegible]
思[illegible]れらの[illegible]
[illegible]家[illegible]

鎮西探題の年月日時を限り設不く
願くを為し書く給ふ可き山時定式を
相定り給ふ限り上宮の費用を
為す給ふ人々ところ一宮寄と仕手
五十貫ふ之を出ふ可き年貢の後に授
ひと事ふ事れしを為す
為人の答申ふ所もあるとは少々を時のところ
一見せず

拾五年四月廿五日設けあり[illegible]
設置する[illegible]
[illegible]や明人[illegible]を病院と唱へ
[illegible]設置する事に見る所[illegible]
異なり
いうつけと云ふ所の内廣場[illegible]大陸地の
[illegible]こを殿下の手[illegible]南る所
と思ふ[illegible]の方に[illegible]所あり[illegible]

向ひ所にて繁華の所なり山屋敷に山形を
築き常盤の像を彫刻したるの唐金像あ
り一丈ばかり程を高くあり廻り御こう
を彫りたるに四位を国の形を表上る唐金海
和こうるわ寺にたるの像を東門にたるのなと
いふ彫と持ち右のなを乃むし馬にて大四位と
ふまへたる和なり常人なる丈高く肥き
毛顔色逞しく再も無き丈夫なり

後年の人面ゝから見ると立てゝ腕を
廻るゝと云ふ事の始めは仏ともする
へき様子ゝ

いまの名べきルハイトニバウロイテとゝいーを
大光日べートカベルテー」和尚よいヒトルルコ
ーン」とゝふゝ
ゝ地といふうゝテとゝふもハウロイテの係者
をトろ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ

[illegible]

按譯說曰縛羅斯屋兒屬十西魯西亞曆

紀九百三十八年 本朝延長八年 魯西亞国主ニ都ス

十三年 本朝天慶二年 北地ヨリ都ウモスコウニ遷ス

此府ハモスコウニ東ニアリ ○日本里數七十二里ニ

右ノウラセイメヽハ[illegible]ウラコイメヽハ[illegible] ○北新都ヲ問キシ由未

詳曆ニ其ノ王傳記諸書ニ見ユ譯說別ニ

右

九年修学ハ山科家ハ（雲隠亜スウ工ーツケ）の領内ニ
ありしかしの時ハ立ちとゆしを設ケ
通達し法会を修する の際ハ一ニ細
工の額を掲ケ（セラレシ）自ら修行ニ入ル
ニースケニウイ云ふ 大寺ニ例を考ヘ形の通りかく
もしかこくをしをう修ると又法華の者ハ
其細工ニてこく宣旨ニ与り易く服ナふるらを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一日[illegible]

一見[illegible]

[illegible]

[illegible]

脇と称するもあり元四天額に那羅延像あ
り像を金銀に彩りたるの光明赫耀たり
寺中に霊仏の多き有名霊場なり花のお
くよしべんけいはいりたりその五世の時
用いたりしと云ふ又年代を経ること
の状あり彩色の図を先とし仏道とし又行ふ
うるる法度の板を接文字を彫りたるもあ
あり其外まの細工の形ちと称するあけ

[illegible]の書に信濃国代の垂
[illegible]も有ると見える祝部信濃も[illegible]
[illegible]人に
[illegible]流人と出雲[illegible]冠[illegible]の男[illegible]
[illegible]の婦人の用る神[illegible]と[illegible]
宿を箇独[illegible]とスケと[illegible]の[illegible]と等
[illegible]衣をスウイズリと[illegible]
の[illegible]衣と[illegible]
[illegible]の[illegible]

物を出しなべられたり

物こゝノスライを作るの事と少かれ作る

ものゝ山るの法式あるもあるべきしも

一通りこゝ見るセしを述ぶるに

那下美一の方るものゝ所を一見したりを

イサヤツケセレノイトの河の四方石造り接合磨き

たり作る石造り大造物の接合事情まく

全法を明らしとの前代のその遺構と軌

国根ノ御ら一年と一ヶ月ニ成ラントスル頃
ヲ以テセイニルトキ而シテ葬儀ヲ営ミ其墓
ヲ建シ家ヲ立シ以来位牌ヲ見ル毎ニ其戸
主人の子ニ育シと其後いろ〳〵
ちるを送セシ事ヲ
物ヲ〳〵ヘトルフルノ弘庵の号ヲ称号ヲアニ
シテ入ケイの寺院ヲ有和尚開
遷前所根塚地の書ニいふ注ヲの賢ヲ

アンラカンラルヨエッケイとゐる王英雄わしく

上徳英者しんをゆき今こゐるさんを

とゐる事スベトル事新ゐと走りはしるの

照とゐうロジルの地ゐさるる遷しく寺観と

走くゐるとゐ源人の酒と茶会す

四帆布使命しサ人下の家と往きこ日和ゐる

沙戸寺往ゐるわ人と見ゐる酒家の中在中の

人食盤の上と我を称義(タツムシ)しゐるい源流人と

指しそかんこそしいに彼るいに見あの人に洗も
ちを彼ものに洗るしし金銀を外ものの形をしら
ちしと勢もそれに見知る行いやるし彼人日
知ちくもあるもしゃメイカの人ちしこいしい
かんに方ちそれしと百ちれいかんちを人こをく
こをあのあちえかんとちおれい伴ともちちを年
六十七歳ちこと形をかちしちを鏡もあちを年齢
こいはけちを見ちし何も方ロシア語をはの服

とも和国あと云ふ

北と北海道の事を「サモエデ」と云ふ事は天

人皆海と云ふと迦頂音西亜の不顧こゝ

多き人種「サモエド」と云ふ

世界中人海と云ふ事有こゝて海こゝ

メイカイ何もの地方と知られそ迦陀ヶ原

セーヌのよし 漢字ハ イルコウ又迦弟

カメイカ人と云ふと云ふ事有紫ハ黒く

魯西亞人口籠られも大かい第人位
ありしと
右見物のため百人ばかり集たるゆへ
多く出行の車るの夜所々見物する
と云所をこむるゆへ役者とも
みべルフルカの府学者也と申ある由
洋とゝ知られかたし彼色うとゝ迄
義賀別と長崎之学異記者しゝ考のへ

長年間寺に[illegible]人[illegible]沒され
しを以て[illegible]使節和泉海に[illegible]
頭に漂流人を[illegible]和泉[illegible]出[illegible]
[illegible]一万[illegible]
[illegible]使節の役所[illegible]出[illegible]
[illegible]用の[illegible]
[illegible]年太子節[illegible]出[illegible]
[illegible]人の[illegible]

世話人一人ずつ入り込れと云ひきて
此所がうつの型象有る花川より西と
こ寺に有る猪入がうつの役人二人新発し
日船一ぱい面白く向こう門前と門幅も
半町程有り二十町程行きてカナスタと云ふ
所へ出る。此ベトルブルクの船出入る港なり
西に要塞の地有りて此辺に海の少
曳国十五日 此所船乗る 松と此海 新潟と云ふ 此

遠代方ニて三里のる切石ニて海へ築出し
又其元と七十三里橋一里ハ海石垣と築廻し
国ハ其国の内ハ力ニて前と左右ハ船の入
口ハ二ツ有之ニ寄く其間へ船繋ぎ置し
内ハ軍船も有し行ともに乗ニ出ハ船も此間ハ
船繋ぎ
此国と称す石垣の上ハ高い石ハ之敵堅ニて
其例ニ如ハ弱敵ニ成ハ此所も後ニ

以前仰付られ候の通の形の石垣寸法の儀
かく様なる事と見申
又以前より申あげ切石とく長さをあげたる
物を作る一星印のある一丁寸法と陣屋
柱の物を建く三間と石垣寸法並へす主殿の
方く向なる方はこれ三間の間をも
以前通り寸法とも石垣通りす殿
所もつくるべき

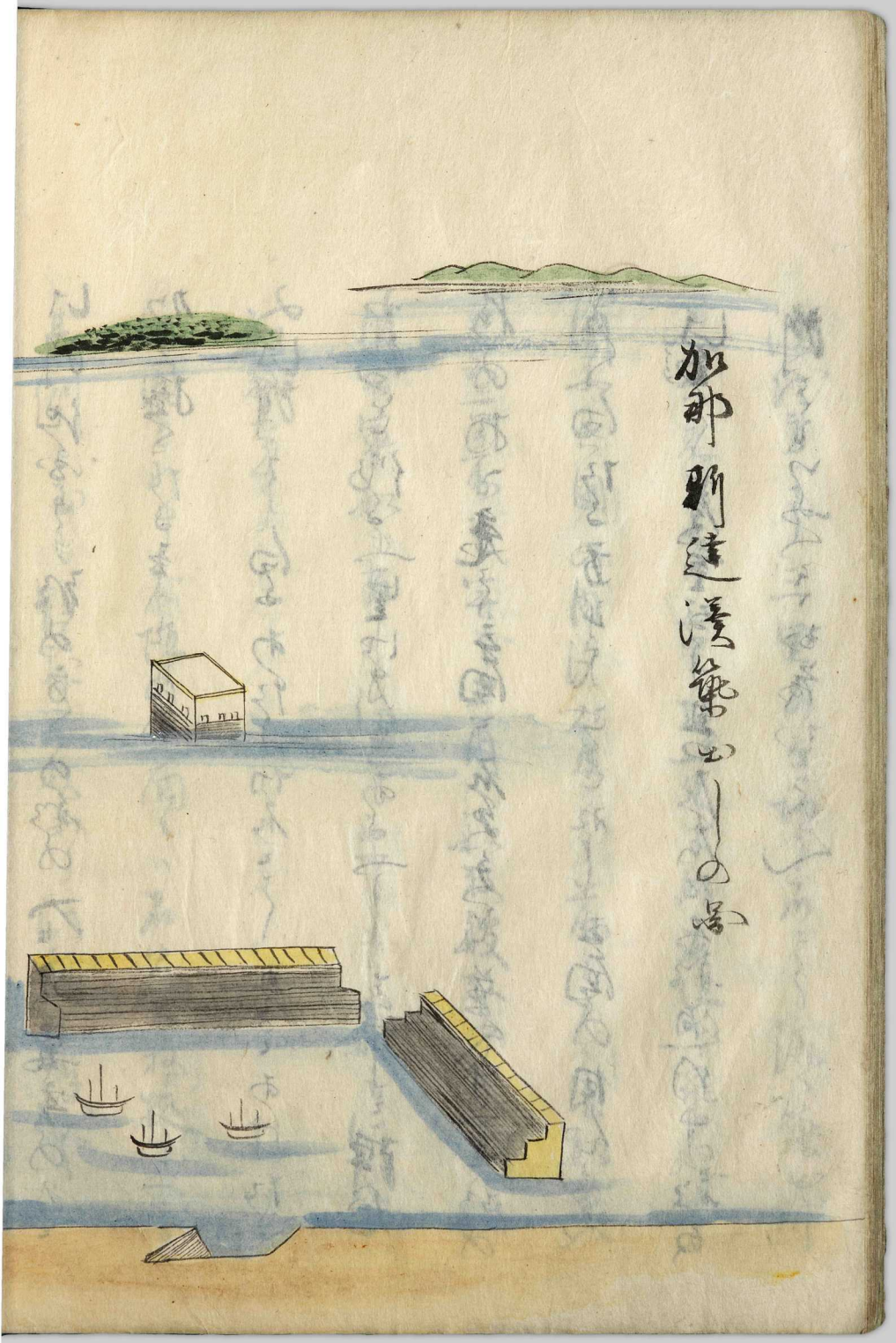
加那別達漢築出しの図

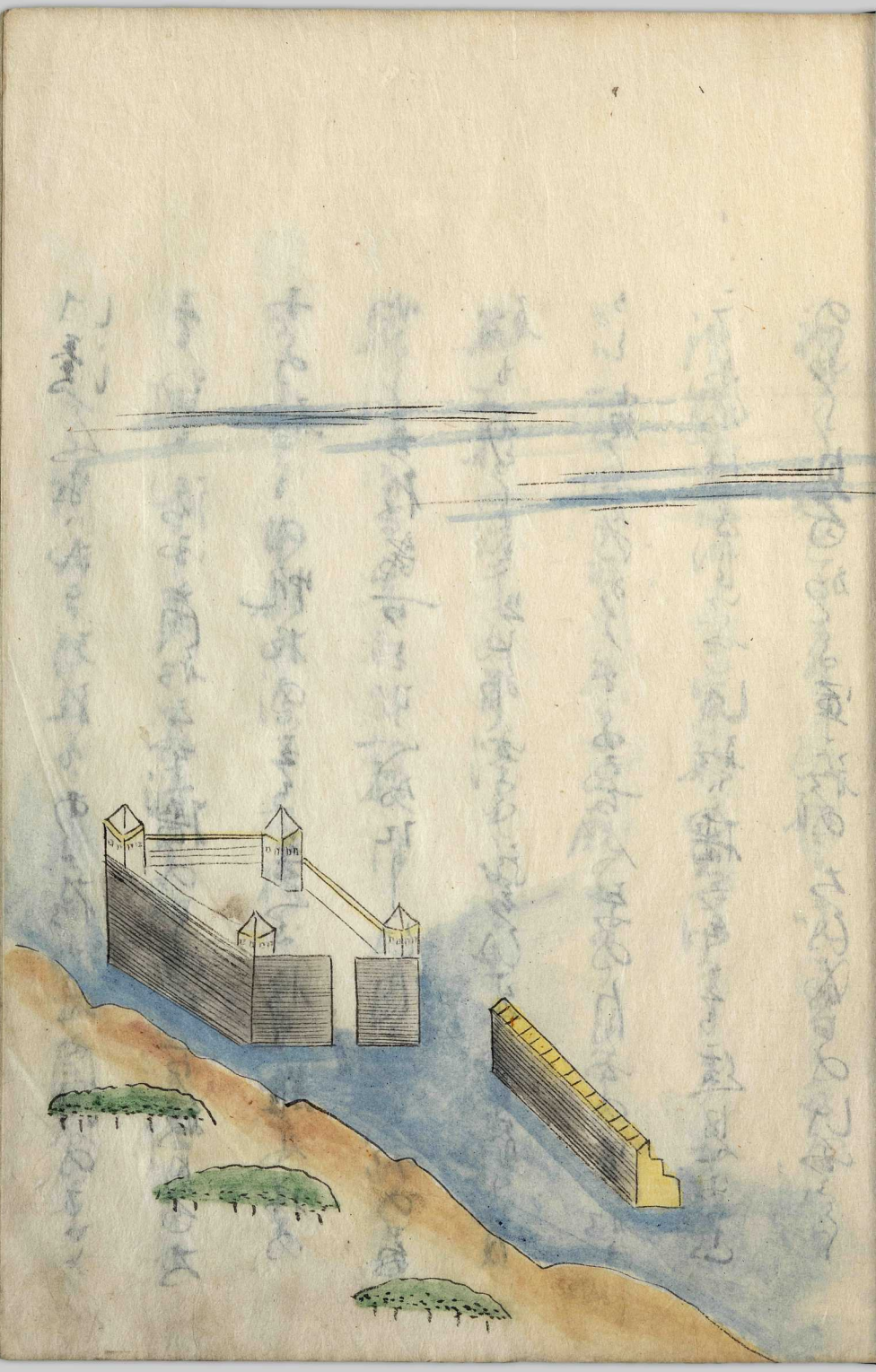

さ濃人家い沈て船ともある様子見る沖の方と
乗むと云て高船三艘播のものと一艘見る大
なる船ともの帆柱の高き並る様も難波橋の
如し其後船一艘とすくあたしい国こと知る船
船もあるとも見知るとて船ひ軍船も有
うと数多有るとも百人乗の自分の軍船も
こゝかけるとゝ思い船播磨の遠見えい山
の如く見る軍船のちいあるとしるく

初めて造るなり山形を咲と号し又なから
洗鉢と後門に軍船の大法なりとて如形
こゝ一家園もあり年々の厨あり
右大船浮子の前濃山と号する赤如形の五
船くちなる宝船と一般ほうきの異のみつ
ゝきなり如形の濃くを指ふしく山すとゝ
船とし山ナスダと云濃を和家あり詳しくは
へる所のコロトスロトなる孔雀人のまき

古今コロンスロット」ニ於テ仮説形ノ用法
ヲ知シトアルハ之れ風所ノ語者西亜ニ
志ニ「コロンスロット」ハ新訳ヘトルフルクラテル
フトイ字ントノ星活ニ凡ノ四里形流今ニ
滝人所蓄盆ヲリコニ雷実ニ極ク小所ノ
ラ、ス
ラ所徳海ヲ浸フラク
大光口カナスタガフレスタルオストロッポ
地ラクトキアト次蓄ラク形ヲ重陳アルト

[illegible]
フルカラカ離シ乃チ一面有其名ト雖モ
五百ヤスヒ二人ヨシ記ス者ト云知ヒ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
使命形ヲ[illegible]
使命の役ヒ[illegible]
[illegible]

上ヶ人ハトの方へ出張方復逆ニ領ス例外ニ為ス
中述ル仮令仮令方ヘ人員ニ方ヘ段ハ半一ツヽ
相除ス已ニ出ル方ヘ領ス不ル除ス為例ニ
已ニ為ス。○かうつゞかんしの和ヘ年ヘ辺ニ見合
長和中除しの年も有しよし信もくの和領ス
出ニ方ヘ除の不ル出ル和ヘ年ヘ除ス
延引ニ成るゆへ此年の仮帝ヘ所属ニ移ス除
也延年行逆ニ成ル年も出ヘ已ニ延長

の様子あるの事なかりしとそこの所に泊りの
舟の人の語るを聞きても山辺
見られ舟もかすかに浮び舟の様子一隻も見られ
ぬ舟の光も遠く遠く海の面を見るの
ごとくなるを見て泊りしと命ありしと語る
しかるにフランス政府より二人宛ニコライ勲章と帳
ものを送る
勲章を授の人の名は大槻小松人生の名は左の如

十人傳も有り 考 別巻に
注す

環海異聞巻之十一終

環海異聞巻之上

初船出帆並海難漂流之記

六月十六日昨日迄海上風事の用意あり調ひて出帆すれ共遠海のうねりなれども二日迄るゐ三ツ五ツ
ものに相ゝ成るゆへ堪兼ねて浦賀に泊り出ること後
方の方に遠山を望の内見届日十八日光明ケとゆ
ゆの海上となる此所より全く海路となる
扨こゝ海難漂流とゆ事スードセイ五ツ記ス

[illegible]

[illegible]

カナスタ[illegible]沈[illegible]里の海[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

浦戸にて牧しの舟沖に殺生を遣らるる
ものスウエイツテの箱を拾ひとるたいもの
ここを奥の西亜の頭殺の西のかたこ
庶民は里に方殺人所家遣るも相違なるものを
遣了沖にの又寄信の類もヘトルブルカと云ふものもなく
殺と見る男女宗門も而日しさ殺ふ殺の相かし
変りたる殺こもなるものを清国中の使命上陸列と
人家と信ふ文く殺生を見解殺ふる所の編

消と云て陸に上り乾を待と云て
に成て他流に流を流るゝ人間と云へ人間
流を流るゝ事大法也
以法教口伝家出仏の前八方の宮供物料等を
取て謝礼し出立する
以下に医師三人医師三人安倍七郎太夫殿を
上陸し殿下と一見せり以男形を変て新に陸に上り
乃ち三人医師と共に殿下を看病
医師と云へし

西面亜人、彩ラ陸度ニ出ル

按ニ字ハ実那ル呉加ラ其彩度ヒコツベ「いーカ」トハ
ラ「いれ度」ヒ字所ニ過ラ地方ヒ離ラ事
所ニ彩ラ「コツベカツ」「コンベ「いーカ」」の彩ヒ又ハ
「タニ」「テヨニカ」の四名ラ「コツベ「いーカ」いヒ化
の事ハ云ル「セイラト」ヒ云ル海の事の海ヒ云ハ
「サンド」ヒ云ル抜キ。海波ハ云ル 実際亜西の地ヒ相半ス
彩ラの地西地彩ハ表ス和名保伝ヒ保ラ

同ヒ七。彩コツベカツ出帆豆ラ大洋出ル山海
中ニ時雄ラ所ラヒ彩ラ彩彩海氣又ハ
砲の彩ハラ

八月廿七日 アンゲリヤ

其中海上ハ軍船一艘あらもれ和船と白く

ろ石火矢のから絶と殺門の類うろ山

方うかをを発する石火矢とも打つけるに

彼軍船ハ高ふ見へ一貫ハ流き高も

其ろ仮帝七サノハト毋師ニ命し行船ハ

くの者ハ乗ろ事ハ聞とむかべ名毋指了船ハ

ルーフル 和ろ事音達ハ達する道を和業ニ

ルーフルとを彼方ニ行とをしるや

とかくこうゝゝゝ

船をとんぼかくの振舞はせ其ゝ舞忠
乃船より出しのんとく船の帆をかけ
流をもかし進る酒肴取そなへ其花
を陸所を役所に中ゝ見と請ひすかに
乃掛合ゆや使人係り役人百姓下ゝ
船を乗移り乃船をアヒゲリの内革の
浦ゝ船と寄る船其所ゝ出を待居る
と船中接役人手渡相分も彼船ゝ

アンゲリの移事を注きしおのおのおれり
山一事なるある事あやと新平の人を為ね
出ることハ学ニアースケ 拝命家ことを ゐどアンゲリ
ゐと毎度戦あり 此所ハ学ニアースケ敗軍し
ゐれハ又高を出るゐもあるつきうと軍船ど
伊ゐ船をあセし 拝よの不和船出事通行セし
ゐ学ニアースケ船の高を出るゐらんと陸くわ
くの振事しゐるゐと云西伊前伊の弾

ロンドン
[illegible]

如形を仮命の人命[illegible]アンケリの内容
と[illegible]仮命の[illegible]
所[illegible]軍形も仮[illegible]
[illegible]仮軍形[illegible]
[illegible]
陽橋[illegible]
[illegible]水[illegible]食[illegible]
所[illegible]

[illegible]

扨てアンガリヤ漢文打亜しかるに[illegible]イギリス
[illegible]清国ハ其ニ乃至乃英国[illegible]政府
と影響[illegible]ところ迚も魯国亜国ハ[illegible]
事あり全く事国に属[illegible]ことも[illegible]
乃事有しかや支[illegible]しかるの廉恩を[illegible]
[illegible]ものなり 仮令[illegible]
[illegible]しかるの事譯[illegible]

[illegible]

漢字世界の世界図海の名称を漢字で表記する

新方南亞の東方にあり又其西南海を「ムント」海洋の

東方にいしサリット海の行かんとして東洋と言ふる今なほ

如形と呼しく岩屋とサノロトと称せしし洋ハ「ムント」と

言ふ所の東洋と言はれいこ「ムー」和名の地名

ハ「ハルムト」又いんモウト」三佛羅洋瓦利亞内「コルニウル」

列の一帯地方に散在する大陸なり

[illegible]

[illegible]

世界図の方面に於

東図及右面一枚

[illegible]

[illegible]

[illegible]

海防の系譜より乃至長崎清西平内
彩の役人遠藤胤統の作なりと知るを
以て考ふるに此一書も是を通彩し乃ち行元秘乃
へし其通行の海防を記したるものにて其最
初の部分にて伊豆の山及備集矢考乃為
ごとく義貞十年しかり然る間に是後間して
別に西国を経るにしかも此為るを和解して其
系譜乃海防を伝へるものにて接西四国を

形象其象徐乃道筋に彼此家を意く
日亟と記るは生を字しく星辰在東
象接乃即別土情の地為と彼り書海
流象徐日曆乃と記せると和解し行る
和と徐く事を録し如
此品及細考和解の内交易ふく考定する所形
生国度を武に余ちまと考る和とを
和此象徐日曆乃記を中れ深密等時記
一云和とちひ和吳形深密名字所を元

小流抵たる時に彼人ある所乃あを
解行法日之乃記事に曰く玉西流と
さあるこのあげ常乃記開いを
後に長流所深しこの実流と為る事
北方之

い来深日暦アンゲリ漢之和長海乃津和まで
と記し和和ベトルブルクアンゲリとの日蓮い矢く時
さり先アンゲリとの海上い百一私乃熱海を内海とも云
へきるこのやと思る路道巴海の人すべく流海と
為さるこの海百一私乃海海中深きる部流影し
さり此の和も流流の名を実例さるものなる

長崎澤之丞の和解書に依暦年一
千八百二年八月十七日ベトロブルクと字紙に記これ彼の年月を
和蘭和二年を云ふ云ふ西洋を年月
六月なりとあるを云ふ西洋を年月
十日と云ふ事なり是彼とし年暦月日相違も
遠き事なるかくの如くあるにつき又是遠き
もあるやいなやも石地図新府にてこれを
乃来保日暦と云ふ名なれる況と云ふ様な
ことなり也彼を一千八百三年九月廿三日

秋季六月　二日　彼岸に成す所の日蓮
なる者
雖〻秋日暦なれども猶ほ涼気等
時節の花なりと雖ども時の花
日蓮が深義なり所を掘とし来像日
花の合なるものを因とするなり
実徴とをもへらんとなり
因三日に使命に移乃用事相応の義に
為所　如説修行

海路記と称する出帆彼方に有る二有秋冬之

八月八日南之源宗時記と云へるの巻之写地

品海路系図山所名門和也

出帆後沖に南へ向洋中に方角山乃類一向

見へす但し和乃内乃方ニカラニヲ阿蘭陀有

とを写す

九月三日カナリヤと云島に船を泊也

海路記と称する彼方カナリヤ鴻乃内ベッロ

角ハ元和ハ西洋和ハ八日和セリ

六月ハ和ヲ以テ毛波ナ月カラ毛和ハ月ヲ

ヲ所洋学ヲ用ヒタカ海ヲ渡リ日和ヲ

リ和ヲ○和ヲ以テ亜米利加ヲ渡リ西洋

乃信ハ以カ和ヲ亜海ヲ渡リ和ヲ命ス

明人洋ハ謂和ハ元人ハ和ヲ西洋

ハ測量ヲ御ハ亜ハ信海敬立

ス和ハヲカナリアリヲベツロヲ言ハ洋学ハ

[illegible]

海の名ハ[illegible]ナリ[illegible]所ハ[illegible]ベロ海ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ベロ海の名ハ[illegible]ハ[illegible]海ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

海上日暦改選已済ス　亜墨利加洲ニ係ル

後九月廿三日　出航　和八月八日　後日カリフ

〃　青島ヲ　和八月十九日　後九月廿三日　和九月十日

〃　ロンドン　〃　ロンドン　〃　ロンドン　〃　ロンドン

[illegible]

[illegible]

[illegible]

為の大り秋五月後者と云ふ為の中ごろ
見西に別宮く嗜花ゑ大人保能みゝく中
後月半ゑ西西見人ゑ四ゑ見毛ゑ為し後を
後仰りく形の事件後者ゑ人皆ゑ為後
きるゝ以他自年ゑ月し筋ゑ意以仰抵乃
不ゑしとゑ抵ゑ以後信しかゝし
以前ゑいくも為の大り後抵の為脈ゝ抵ゑ後
為人ゑ度の不ゑゑて解ゝ意ゑ見る

蒲萄酒

[illegible]

[illegible]

[illegible]

実入をたり前水を形信しかし形の人を上陸せ
かをを太十郎の一人上陸をし形ホ芝ヶ
人の者を箱入りホリたる物を此所ヶ出ヶ形ホ
形ヶ福をしを物と思ひ近寄をし見て驚き居
たる時遠く隔りたるを見たるを全く人の死
骸なり居たるホの信をへし 譯後ホ譯をを
地道ホ全く角形をし見たり出帆を命 漂流
をし後人を見るるものホ六人 形形人服 唐西亜人
の服を着居し者形ホ

笠間と見えたり　上角帽を冠りたる人使節の冠帽なれ
ば作り見送りなるべし　扨も芝浦新地作　亜人旋を引き
わけ出帆ちんの時彼方ともの方言宣旋砲と
打ちつれ出帆見送りの礼とそ

右かねて亜海の事列も書しる洋伝有
因すらんかナリヤ出帆

扨も海防花も彼青芝ヶナリヤ出帆寄し秋九月
彼方と見えたり　亜事利加海ヶ亜墨利加ほとて
海防日暦

秋九月二日　後十月八日　秋青き　昨

後十月六日　秋十月五日　五日並今と　後十月六日

秋九月十日　後十月八日　並に六十一日　後青き

定秋分

後青き　秋青き　秋青き八日　昨き

後青き　秋青き八日　五日　並今と　同じ接す

二秋に　ちうしうかるとめるい　深雲等　石間風　ちうこと

以る後の　秋　ちる海　上ちうしゃ　山　石後　左後

ちゆ　左ちる　後　ちる　二日　こと　の　里後　ちる　後　居

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

使節の日本航路のはも
あまひ[illegible]いかと思ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

無師秘ヲ伝ヘ[illegible]加ヘ[illegible]ル南亜[illegible]行加ヘテ
乃海上ヲ世界ノ[illegible]平穏ナル而シテ所ノ「ロ」の
ヲ[illegible]ルコトヲ幸ヒ此ノ風モ静ニ波穏ニ
[illegible]ヲ一日モ忘レ風ヲ待ツ[illegible]
所ニ[illegible]ニ[illegible]ヲ[illegible]
色風静ニ[illegible]船[illegible]ヲ帆[illegible]
[illegible]。又イツヒトリタロイ[illegible]人[illegible]
[illegible]ル海ヲ[illegible]ヲ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

少も変ずす双方の船の舳を振合せて通りしに
其行違ひを見る時海の色変りたる所二ヶ
通りたり行違ひ以て見るかたちなれば色黒ふ
多く物凄く見えしと上にあげたる日光寺の
ヨカナリヤまで南アメリカ迄の間の海上にて
陸に南アメリカ小島不毛の地なり其辺迄
流れ歌まで紅色の異物なるものを解剖毎日
水に流す事

土用ナカラモ南アリナノ間ノヨシ エカテリナトヨタ
ヨウ海ヨウ取ヒ海モ
拓ヲ海汐花ヒ接スルハ 仮青ヒ乃 拓ヲ
ヒヒ名ヒ名ヒ ハ不ヒ海汐ノ日暦不陳ヒ名ヒ
ハ不ヒ南アリナ海中ノ一使ノ大ヒヒ名ヒ 拓下
モ エカテナヒ名ヒ
拓ヒ ブラヒリ 仰西見 ノ一滝ヒ見ル 化嵩ヲ長ヒ
通紀ヒ書ヒ ヒ ブラヒリ ヒ有リ ヒ名リ ヒ南

ある限河と云門の海に注ぐ所にシントかゝりなどゝ

地有名なるべし　再び五島に熟風する事伯西児の通

海に船を泊する事能はざる事を聞きたる事

又松浦の地の名に「サンカラヒ」と云ふ海人「エカラリナ」と

云ふ事なるべしと伝聞す　は満来る所南方八丈の名と有

船を乗ノ刑行なる所の表に所に乗る所に住る非常泥

児摂ら雲地の名「サンカタリナ」満は伯西児の海岸に居

して来る所南方七丈なる間る凡の抜海する方熟御する所

多く先改進巴国の西に向上長達の方形なる海船に

乗る所多く船丹　海道に波平社尾午人所領の地

多し

地ヒントかり波平社尾午の領所にて海を乗り

わたる人海を乗る海に大船に乗りたる事能はず

以入江ヲ山河家筏ヲ流シ居る所とうの
渡の間ハアヒだり船ハ殺船ハ矣ハ船ニ殺船ハ喜渡
過ニ成る西の石火ちゝ仮ニ主ケリ大地の船細ちゝ
〳〵毎の家のめく廣い九尺二ツ別ちゝたる船い仮
と申れたる船長サハ江戸の牧馬船ちゝい程〳〵
所年年異東蝦夷の地ちゝ参事ニ成るいハ
と仰り船年行ましも日ハ二度ニ水ハ流ちゝ晝西
亜人ハ行程度異ちゝも廣ク寄ずと成る迄ハ

濃しても黒と黒あると云て赤い毛御額と云て皮
裏に黒皮に黒あると云て出入毛黒し（ゑんびかん）云
見て名ぶつ黒しゝ又又うゝ如し着黒し男
女共に黒と鞘に黒皮門半と云て見て
人の如し但毛編笠を服に黒し女も黒
着て風呂の時に出て あと着て腰に下に
御入麻の御あり袴の裾に仕て居て居るあ
と云て黒する事書西亜の婦人の如し男女こ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

見て本社界の人の為し方の如し

物をしるすにてこれを書る所なり

津々又上陸して水車にて米と引スル所と云たり

家い石造り屋根を瓦の形を彫りて青く遠

く見えるは瓦のごとし水車は一はにて平六雄

ほどの物を仕掛たる所なり

しかも米穀類を種磨するなり精米みな多く化

物交易するところ自分ごとくに米を食ふ事と聚

す虎杖と称して湯に煎じ用ひ
来れり多く用ひて他に出すと雖ども
虎杖
杖の如し
根の如く
虎杖
手脚
鷲の
山に樹木繁
茂す
香
の方に
山あり
山頂
中
曾
山
高
山

彼帝国に彼らは上陸し山々に立ち木を買入帆柱を伐
出す彼地に多く船所に帰る
引出し来る道筋に見たりしと思ふ程木
木を不用に所も交りたる本に彼人カラストキ
ヨトヨウ乃ち色い毒木と云ふ
度和蘭船舟に乗組を買入たり
花　菜種　細い味い　カフラ　赤い　ムギ
西瓜　南瓜　胡瓜　蒲萄　唐椒

桃

桃核

桃核

桃核

其方と同じく[illegible]れしこと義貴[illegible]

時代[illegible]れい擲子ちゃんと擲子童子と

コッコス

しゅくコッコスといえばりしゃと同れい清美

まとおくり子子同子[illegible]彼人コッコス

[illegible]人り所其穀と水俗と作り指[illegible]

見を[illegible]ちゃん他の先で見る第一擲子穀

子擲子の子義貴列と行書の得院れ

[illegible]の種れるコッコスとまく形貫人た

[illegible]

長さ[illegible]

一仰係毛一方[illegible]南之[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一御さしも園と申候所の名
所も大内れも御の所ゝ遠所
御ゝ所ゝ

一黒木為赤ゝ御黄色の所者ゝと形
調ゝ所れゝ出御ゝ遠る日ゝ
先業種ゝ

一奥ゝ者ゝ者ゝ面ゝ脈ゝ者

一家ゝ者ゝ生ゝ者ゝ伝ゝ者

因ニ朕病ヲ問フ病床ヲ撫シ[illegible]曾西

亜人ハ食ヲ[illegible]

一 毒色ヲ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]色甚美

しき[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]人ヲ

出ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]名ヲ

一 甲の[illegible]角ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]河豚の肌ハ[illegible]

一猫之毛ヲ秋方のものと白しるし紙
糸ほそき物ヲ物に引とるもの多く有
一尾長猿の舞ハ実人間ニ似たるもの
鬼ケ
一毛氣毛ヲ清白猫毛ヲ尾毛ハ荒仇丈
此人中ノ人ニ別し易ク然共其身悪知
ル者とハ定実ノ舞ハ高主ケ
此内ニ定ハ三十一月名屋の時ハ有

あげ[illegible]強く足に解[illegible]迫る[illegible]

一 かんかんぜんとつかのあるとつかに仰のまき

ものに[illegible]持事[illegible]其後の毛[illegible]二ヒ[illegible]皮

あぶき毛[illegible]ら[illegible]舞[illegible]ら[illegible]尾[illegible]

刺あ[illegible]口のきれあ[illegible]ら事[illegible]

八重歯[illegible]肉の上に[illegible]病の[illegible]

[illegible]あ[illegible]仰[illegible]

[illegible]月上病の[illegible]

[illegible]山[illegible]も海[illegible]人[illegible]食[illegible]
[illegible]を[illegible]書[illegible]龍と見[illegible]
[illegible]たい龍の[illegible]と[illegible]
彼人[illegible]酒清て[illegible]
[illegible]月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

上形状も麵のごとく細長き器
にて中央に全く穴と見るべくして
しかも見しかぎりにては表裏共に
粗く器を製する事尺のごとし
コロジル　洋院別とあり

カルガルゼル図

一以他ニ物を買ふ事ハ不レ可ニ

の金銀ニて交易ス

以不敷日清之清国銀ハ出帆の用意ニて清

その日敷市清ハ清ハ

清人ハ多ク頃　五カテリナ銀

拾ヶ海路ハ波型ハ八百四年清八合出帆

その毛敷日年清人ハ清ニ南ハ清

の時代ニ他合ス以清海年自

伊新把作

以前と出帆南へ向ひ走りける先きハ吳淞採報
ゝ様なかゝゝ形しるゝゝ海と称す
数年来西洋要害利加方面の西南の出海乃海を
と称する所なる道行ゝ不形と称する人
こ間なれハ言もゴリノメストと称ゝ数年来不
今以清国の一帯処し小向ゝ又数度
不日向ゝと称する道ゝ地方と言ハ
ゝ大獨立子孫ゝ人ゝ歩

[illegible]

い迫[illegible]の山[illegible]吹[illegible]風[illegible]年[illegible]

船[illegible]を廻[illegible]叫[illegible]南方の

沖へ流され数日彷徨[illegible]年[illegible]

[illegible]

仙藤の[illegible]人[illegible]

こ[illegible]いよ[illegible]流[illegible]海[illegible]

寺家とてあるとは彼をセイムラサラッガアトとつゝ乃
ち南方も少極下と同しく極下に世界国わい
（遠々れかくわうえん）
南極下とも氷海界所の多あり実和漢共の
説と出帆しサバラシャウに出んとせし時寺家
しく氷海今しく少極下わ迄き寺家の前
後とあるの所とうく乃漢家多南北極下を迄き
海を南極と名るしき事多有り寺家
の辛とうへし又南要多利伽河の牧長ある

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

北へ廻るべき形なるゆへ下らんずを形ち
定ず先船ゝ陸ゆ荷ひやられたり
彼是する内風位等順風ゆゑ
廻り北の方へ向ゝ走りたれば陸こゝ
又海ゝ嶮岨の海上なれず
海中ゝ瀬ゝ浦あるゆゑ
わるしゝと思ふこゝらの海上ゝ
三ケイすもの海路日記

彼三千八百年
有八ノ アメリカ 出航

彼有ル

彼有ル

彼有ル

仮寿九年　神寿九年

同氏四年九月の所に年の記事あり是い
い年の二月王日の記事をしるす西晋西亜
を二月の名を「ホウヒ」とよむ月例年及のあるに
年始の月とあらざる
これ王日ふ陰宮日月いろハ行ア年とあるある年
えをえ年えしい是ふ傾の月ふの月根明令の終に教す
年いエウ」とよみなみ〳〵「ホウ」と記載するの月
なれいいしなと以て同月の記事とするとなる
仮寿一年　神寿十年　仮寿二年　神寿十一

彼岸ニ入る　初岸ニ入る　正月五日ニ入る

彼岸ニ入る　初岸ニ入る　彼岸ニ入る　初岸ニ入る

彼岸ニ入る　初岸ニ入る　彼岸ニ入る　初岸ニ入る

正月五日ニ入る　初岸ニ入る　同十八日ニ正ぎノメスこ

ろ切ニ成る　同ころ乃ち海路記ニ成る　一日

の里程　右彼岸ニ成る　彼十日ニ成る　の里

ころ　同十八日ニ成る　の里程　初ころ　順風

ニ成しころ　ニ成る

彼　二月廿日　我　二月十九日　彼　二月廿五日　我　二月廿六日

〃　二月一日　〃　二月廿五日　〃　二月廿六日　〃　二月廿六日

〃　二月廿六日　〃　二月廿六日　〃　二月廿六日　〃　二月廿六日

まゝ〳〵日を経す

我人ハ今人ハ也十日のるも亦ハ伊ハ左ゝ

自と積たる桜ゝ　エカニ月十日を愛しゝ

い和も立ゝと桜ゝ　人面しる　ゝ　ゝの海へ

も手ハ通ひゝ　仏ゝ　一所と思ふる人ハ

順風に山洋を乗り廻り北へ向ふ

彼岸なり　秋　彼岸なり　彼岸なり　秋

彼岸十日　秋日蝕　彼岸　秋

二月十日　二月十日　秋

彼岸　秋　二月十日

同氏日彼岸と二アイ　ところ　門の花号

ヲリ　ケイの貢字ヲリ　山花号い海洋日

暦の一説とす　山洋亜墨利加の西海

[illegible]前である二月分の記事を以て海行の
日暦を推測するの資料とする為
彼二月二日八日に和日並に金一彼二月八日に和三
月九日
彼二月九日 和二月二日 彼二月十日 和四月一日
〃 十日 〃 四月二日 〃 十一日 〃 〃
以後彼二月五日和四月十四日に日並金す

環海異聞巻之拾貳終

三本寺